

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を削り、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改 正 後	改 正 前
（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 〔2・3 略〕	（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 〔2・3 同上〕
4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない。 「一・二 略」 〔号を削る。〕	4 第一項の国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）のうち、イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる国際統一基準行として金融庁長官が指定するものにあっては、次に掲げる事項 イ 次に掲げる額の合計額 (1) オン・バランス資産の額（貸借対照表の総資産の額から支

払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関する貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。)

- (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下同様。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）
- (3) レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）の合計額をいう。）
- (4) オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

口
（金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央

清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下ロ、ハ及びチにおいて同じ。) 向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- (1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額 (コミットメントの未引出額を含む。)

- (2) 金融機関等が発行した有価証券 (担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニにおいて同じ。) の保有額

- (3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額 (法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。)

- (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場 (ハ及びチにおいて「金融商品市場等」という。) によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額 (法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。)

ハ 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- (1) 金融機関等からの預金及び借入金の額 (コミットメントの未引出額を含む。)

(2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポート・ヤーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・ヤー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

ニ 発行済の有価証券の残高

ホ 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額
ヘ 信託財産及びこれに類する資産の残高
ト 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

チ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
リ 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

- (1) 売買目的有価証券
(2) その他有価証券

ヌ 観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価され

た資産の残高

ル 対外与信の残高
ヲ 対外債務の残高

〔5～8 略〕

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 【略】

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 【略】

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について
は、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、
同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、
同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自
己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用し
ない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「
前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号口中「をいう。
」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号口中「をいう。
」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出
する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは
「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

た資産の残高

ル 対外与信の残高
ヲ 対外債務の残高

〔5～8 同上〕

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 【同上】

〔2・3 同上〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 【同上】

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について
は、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、
同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、
同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自
己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用し
ない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「
前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号口中「をいう。
」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号口中「をいう。
」と、同項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である
銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連
結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人
等を除く。）」とあるのは「国際統一基準行（銀行持株会社の連

結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等を除く。」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

〔5・6 略〕

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 「略」

〔2～4 略〕

5 第一項第二号及び第三項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく四半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 「同上」

〔2～4 同上〕

5 第一項第二号及び第三項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく四半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について
は、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、
第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、
同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について
は、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、
第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、
同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」とあるのは「国際統一基準持株会社」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

(別紙様式第二号)

〔(第一面)～(第三十面) 略〕

〔(第三十一面)〕

(別紙様式第二号)

〔(第一面)～(第三十面) 同左〕

〔面を加える。〕

[別紙]

〔面を加える。〕

(第三十二面)

〔別紙〕

(別紙様式第四号)

〔(第一面)～(第二十四面) 略〕

(第二十五面)

〔別紙〕

(別紙様式第四号)

〔(第一面)～(第二十四面) 同左〕
〔面を加える。〕

備考 標印の〔 〕の記載は注記である。

○ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を削り、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第六条　【略】</p> <p>〔2・3　略〕</p> <p>4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない。</p> <p>〔一・二　略〕</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第六条　【同上】</p> <p>〔2・3　同上〕</p> <p>4　〔同上〕</p> <p>〔一・二　同上〕</p> <p>〔三〕　イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ　次に掲げる額の合計額</p> <p>(1)　オン・バランス資産の額（貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関する貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）</p> <p>(2)　デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて</p>

て同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出した

たエクスポートの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・

エクスポート方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポートの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額をいう。）

（4）オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポートの額、対象資産に係るエクスポートの額及び証券化エクスポートの額の合計額をいう。）

- 口 金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下口、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額
- (1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未

引出額を含む。)

- (2) 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニにおいて同じ。）の保有額

- (3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスボージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

- (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（ハ及びチにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

ハ 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- (1) 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- (2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスボージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるるものとし、零を上回らないものに限る。）
- (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品

〔略〕

〔同上〕

取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレン
ト・エクスポート・ジョージャー方式で計算したアドオンの額（法的に
有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる
ものとし、零を上回らないものに限る。）

ホ 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワーク
システム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類す
る決済システムを通じた決済の年間の合計額

ヘ 信託財産及びこれに類する資産の残高

ト 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け
(金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引
受けをいう。) の年間の合計額

チ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取
引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
リ 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く
。）の残高の合計額

(1) 売買目的有価証券
(2) その他有価証券

ヌ 観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価され
た資産の残高

ヲ 対外与信の残高
ル 対外債務の残高

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第七条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について
は、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第六条第三項」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

〔5・6 略〕

(四半期の開示事項)

第十条 「略」

〔2・3 略〕

第七条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について
は、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第六条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

〔5・6 同上〕

(四半期の開示事項)

第十条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載するいふを要しない。

(別紙様式第四号)

〔(第一面)～(第三十面) 略〕

(第三十一面)

[別紙]

(第三十二面)

[別紙]

(別紙様式第七号)

〔(第一面)～(第二十四面) 略〕

(第二十五面)

[別紙]

(別紙様式第七号)

〔(第一面)～(第二十四面) 同左〕

〔面を加える。〕
〔面を加える。〕

4 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載するいふを要しない。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。